

審議会等会議録様式

平成26年度

第12回草津市有償運送運営協議会 会議録

■日時：

平成26年2月20日（金）9時30分～

■場所：

草津まちづくりセンター3階 301会議室

■出席委員：

村井委員、田中(代理 久田氏)委員、加茂委員、西蔵委員、垣見委員、後藤委員、村西委員、山田貴委員 前野委員 清水委員 太田委員 明石委員

■欠席委員：

坂口委員 中北委員 吉本委員

■事務局：

松尾参事、青木主事

■傍聴者：

なし

1. 開会

【事務局】

皆様、本日はご多忙な中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日、司会進行をさせていただきます、交通政策課の松尾でございます。よろしくお願
いいたします。

これより第12回草津市有償運送運営協議会を開催いたします。

次第に従いまして進行させていただきますが、その前に資料の確認をさせていただきたい
と思います。「会議次第」、「委員名簿」、「席次表」、を置かせていただいております。揃っ
ておりますでしょうか、もし抜けておりましたら事務局までお申し出ください。また本日
審議いたします申請書がお手元にない方につきましても事務局までお申し出ください。

また、幹事会の開催等で、委員の皆様のお手元に資料が届くのが協議会の直前となって
しまい、誠に申し訳ございませんでした。

それでは、協議会を進行いたします。本日の会議は、草津市有償運送運営協議会設置要
綱第6条第7項の規定に基づき、原則公開で進めさせていただきますが、本日の議事であ

ります、道路運送法 79 条登録申請にかかる審査案件につきましても、個人情報の保護について必要な措置を講じる必要がございますので、議事進行におきましても適宜、一部非公開の決議等にご留意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、本日の委員のご出席は、17 名中 14 名であり、設置要綱第 6 条第 3 項に定める過半数以上の出席を得ておりますことから、本協議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

審査に入ります前に村井会長にご挨拶をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【会長】

皆さん、おはようございます。年度末のお忙しい時期に朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。

今日は更新 2 件と前回からの案件がありますので、少し時間が掛るかもわかりませが慎重に審議して頂きたいと思っておりますので、どうぞご協力、宜しく願いいたします。

【事務局】

どうも有難うございます。

それでは議事に入りたいと思っております、ここからの議事進行については会長をお願いいたします。村井会長よろしくお願いいたします。

【会長】

第 1 点目の議事、個人情報の保護について

今回、当運営協議会初めての審査案件が審議されるに先立ち、とくに福祉有償運送の対象旅客の審査に関する部分については、氏名、障害程度、生活関連情報など個人を特定する情報を取り扱う可能性があり、当協議会設置要綱第 6 条第 7 項の規定により会議の非公開を決議したいのですが、委員各位の御賛同をお願いいたします。

まず、はじめに審査にあたっての流れをご説明いたします。今回申請につきましては、更新申請であります。1 件目の更新につきましては、対象旅客で (二) に該当する方がおられましたので幹事会を開催しています。その幹事会での内容をまず事務局より報告していただき、その後申請事業者に入室してもらいます。事業者の方に変更点や事業概要を 10 分～15 分程度説明をしていただき、その後、質疑応答を実施し、事業者退席後判定に移ります。

今回は更新申請が 2 件ありますので、1 件目終了後 2 件目の審議に移ります。こちらは幹事会の開催は必要ございませんでしたので、事業者の方に変更内容等について説明していただき、質疑応答のあと審査となります。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

ここまでの説明でご不明な点などありませんでしょうか。それではまず幹事会の内容について事務局より報告をお願いします。

それでは幹事会での内容を事務局から報告いたします。

今回、当協議会を開催するにあたりまして関係事業者さんに幹事会を開催する案件があるかどうかお伺いしたところ、対象旅客が（二）に該当する方が福祉有償を利用したいという申出がありましたので、幹事会を開催させていただきました。

対象旅客が（二）に該当する方が4名おられ、このうち1名の方につきましては以前、当協議会にて審査し、承認をいただいておりますが、残り3名のうち2名の方につきましては申請書の5枚目の裏面、ページ数を記入していなくて申し訳ございません、利用番号74とそのつぎのページの利用番号81の方で理由書に記載されているとおりでございます。両者とも平常は養護学校のバスで移動されているのですが、夏休みなど学校のバスが動いていないときに利用されるということでございまして、この内容については別の方が以前審査を受けた内容と同じものでありますので、今回の申請に関して問題はないと考えております。

また、もう1名の方につきましては、さらに次ページに記載しています利用番号87の方ですが、幹事会時点での申請でいただいた内容では、障害の程度、保護者の方の免許保持状況が明確に記載されていなかったため、事業者の方に再度具体的に必要とする理由を明記するよう幹事会での指摘事項でございましたので、修正いただいたものを今回、委員の皆様にお配りしております。

幹事会からの意見といたしましては、今回修正いただきました資料を基に検討していただきたく考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上であります。

ただいま事務局より幹事会での内容を報告していただきましたが、不明な点などがございましたら事業者の方に質問していただければと思います。

それでは申請時業者の入室をお願いいたします。

《 非公開 》

それではこれより審議・判定に入ります。

只今の審査案件について、運輸支局への届出の条件である地域関係者合意について当運営協議会として地域関係者合意に至ってもよいか、問題があり、一部修正などの条件が必要か。見直しすべき点が多く、再度申請として差し戻すか議論をお願いします。

【事務局】

会長におかれましては、議事進行の大役、誠にありがとうございました。
また、委員各位におかれましては、活発な議論をいただき、誠にありがとうございました。

次回の協議会の開催につきましては、協議事項がございましたら委員の皆様へ通知させていただくこととなります。よろしく願いいたします。

事務局からは以上ですが、その他、連絡等ございませんでしょうか。

2. 閉会

【事務局】

それでは皆様、これもちまして、閉会とさせていただきます。本日は長時間にわたり、慎重なご審議を賜りありがとうございました。